

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四〇―四二

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百二・五以上百分の百六十五」を「百分の九十三以上百分の百五十」に、「百分の百二十八・五以上百分の二百五」を「百分の百十九以上百分の百九十」に改め、同号ロ中「百分の九十一以上百分の百二・五」を「百分の八十二・五以上百分の九十三」に、「百分の百十四以上百分の百二十八・五」を「百分の百五・五以上百分の百十九」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十九・五」を「百分の七十二」に、「百分の九十九・五」を「百分の九十二」に改め、同項第二号イ中「百分の百十四・五以上百分の百七十七」を「百分の百三以上百分の百六十」に、「百分の百六十三・五以上百分の二百四十」

を「百分の百五十以上百分の二百二十一」に改め、同号口中「百分の九十四・五以上百分の百十四・五」を「百分の八十五以上百分の百三」に、「百分の百二十六・五以上百分の百六十三・五」を「百分の百十六以上百分の百五十」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十四・五」を「百分の六十七」に、「百分の八十九・五」を「百分の八十二」に改め、同項第三号イ中「百分の百一以上百分の百八十五」を「百分の九十二以上百分の百七十」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の八十七・五」を「百分の八十」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十六」を「百分の五十三」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十五・五」を「百分の三十三」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第七条の規定による俸給を支給される職員に関する規則九―四〇第十五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「給与法附則第八項第六号」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第八条第一項の規定により読み替えられた給与法附則第八項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

改正後

(勤勉手当の成績率)

第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の九十三以上百分の百五十以下(給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百十九以上百分の百九十以下)

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十二・五以上百分の九十三未満(特定管理職員にあつては、百分の百五・五以上百分の百十九未満)

ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(二の人事院の定める職員を除く。) 百分の七十二(特定管理職員にあつては、百分の九十二)

改正前

(勤勉手当の成績率)

第十三条 (同上)

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二・五以上百分の百六十五以下(給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百二十八・五以上百分の二百五以下)

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十一以上百分の百二・五未満(特定管理職員にあつては、百分の百十四以上百分の百二十八・五未満)

ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(二の人事院の定める職員を除く。) 百分の七十九・五(特定管理職員にあつては、百分の九十九・五)

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十二未満（特定管理職員にあつては、百分の九十二未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三以上百分の百六十以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十以上百分の二百二十一以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の八十五以上百分の百三未満（特定管理職員にあつては、百分の百十六以上百分の百五十未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の六十七（特定管理職員にあつては、百分の八十二）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の六十七未満（特定管理職員にあつては、百分の八十二未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十二以上百分の百七十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の八十五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の八十

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十未満

2
5
4
(略)

二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の九十九・五未満）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百十四・五以上百分の百七十七以下（特定管理職員にあつては、百分の百六十三・五以上百分の二百四十以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の九十四・五以上百分の百十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十六・五以上百分の百六十三・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の七十四・五（特定管理職員にあつては、百分の八十九・五）

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の七十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の八十九・五未満）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百一以上百分の百八十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十二・五）

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の七十

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十七・五未満

2
5
4
(同上)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分

第十三条の二 (同上)

に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の三十五超 (特定管理職員にあつては、百分の四十五超)

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 (ハの人事院の定める職員を除く。) 百分の三十五 (特定管理職員にあつては、百分の四十五)

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十五未満 (特定管理職員にあつては、百分の四十五未満)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の三十七・五以上 (特定管理職員にあつては、百分の五十三以上)

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十三 (特定管理職員にあつては、百分の四十)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十三未満 (特定管理職員にあつては、百分の四十未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の四十五超 (事務次官等にあつては、百分の四十五)

ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の四十五

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の三十七・五超 (特定管理職員にあつては、百分の四十七・五超)

ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 (ハの人事院の定める職員を除く。) 百分の三十七・五 (特定管理職員にあつては、百分の四十七・五)

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十七・五未満 (特定管理職員にあつては、百分の四十七・五未満)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の四十以上 (特定管理職員にあつては、百分の五十六以上)

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十五・五 (特定管理職員にあつては、百分の四十二・五)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十五・五未満 (特定管理職員にあつては、百分の四十二・五未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十超 (事務次官等にあつては、百分の五十)

ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の五十

2

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の四十五未満
(略)

2

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十未満
(同上)

読 替 後	読 替 前
<p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)附則第八条第一項の規定により読み替えられた給与法附則第八項第六号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき俸給月額及び俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額にこれらに対する研究員調整手当の月額の合計額(給与法第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に第四条の四第一項各号に掲げる職員にあつては、その額に、俸給月額に同条第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(給与法附則第八項第一号の最低号俸に達しない場合にあつては、同項第六号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額(同項第一号の俸給月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。)及び同項第二号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額にこれらに対する研究員調整手当の月額の合計額(給与法第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の三第二項に定める割合を乗じて得た額(第四条の四第一項各号に掲げる職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同条第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 給与法附則第八項第六号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額にこれらに対する研究員調整手当の月額の合計額(給与法第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第四条の三第二項に定める割合を乗じて得た額(第四条の四第一項各号に掲げる職員にあつては、その額に、俸給月額に同条第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に同条第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>二 (略)</p>

給実甲第 1 1 8 5 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 2 2 0 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 3 6 項第 1 号(1)ア中「1 0 0 分の 4 0」を「1 0 0 分の 3 6 . 5」に、「1 0 0 分の 3 3 . 5」を「1 0 0 分の 3 1」に改め、同号(1)イ中「1 0 0 分の 5 1」を「1 0 0 分の 4 6 . 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 5 0 . 5」に改め、同号(1)ウ中「1 0 0 分の 6 1 . 5」を「1 0 0 分の 5 6」に、「1 0 0 分の 7 6 . 5」を「1 0 0 分の 7 1」に改め、同号(2)ア中「1 0 0 分の 3 4 . 5」を「1 0 0 分の 3 1」に、「1 0 0 分の 2 3」を「1 0 0 分の 2 1」に改め、同号(2)イ中「1 0 0 分の 4 5 . 5」を「1 0 0 分の 4 1」に、「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 4 1 . 5」に改め、同号(2)ウ中「1 0 0 分の 5 6 . 5」を「1 0 0 分の 5 0 . 5」に、「1 0 0 分の 6 6 . 5」を「1 0 0 分の 6 1」に改め、同号(3)ア中「1 0 0 分の 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 0 . 5」に改め、同号(3)イ中「1 0 0 分の 4 4」を「1 0 0 分の 4 0 . 5」に改め、同号(3)ウ中「1 0 0 分の 6 6」を「1 0 0 分の 6 0」に改め、同項第 2 号(1)ア中「1 0 0 分の 2 1 . 5

」を「100分の20」に、「100分の15.5」を「100分の15」に改め、同号(1)イ中「100分の26.5」を「100分の25」に改め、同号(1)ウ中「100分の32.5」を「100分の30」に、「100分の37」を「100分の35」に改め、同号(2)ア中「100分の19」を「100分の18」に、「100分の11」を「100分の10」に改め、同号(2)イ中「100分の25」を「100分の23.5」に、「100分の21.5」を「100分の20.5」に改め、同号(2)ウ中「100分の30.5」を「100分の28」に、「100分の31.5」を「100分の30」に改め、同号(3)ア中「100分の17」を「100分の15」に改め、同号(3)イ中「100分の27.5」を「100分の25」に改め、同号(3)ウ中「100分の39」を「100分の35」に改める。

第37項第1号(1)中「100分の61.5超100分の72.5」を「100分の56超100分の66」に、「100分の76.5超100分の93」を「100分の71超100分の86」に改め、同号(2)中「100分の56.5超100分の67.5」を「100分の50.5超100分の61」に、「100分の66.5超100分の83」を「100分の61超100分の76」に改め、同号(3)中「100分の66超100分の82」を「100分の60超100分の75」に改め、同項第2号(1)中「100分の32.5超100分の37.5」を「100分の30超100分の35」に、「100分の37超100分の47.5」を「100分の35超100分の45」に改め、同号(2)中「100分の30.5超100分の35.5」を「100分の28超100分の33」に、「100分の31.5超100分の42.5」を「100分の30超100分の40」に改め、同号(3)中「100分の39超100分の50」を「100分の35超100分の45」に改める。

第40項第1号(1)中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同号(2)中「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号(1)中

「100分の37.5」を「100分の35」に改め、同号(2)中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第41項第1号中「100分の92.5」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の45」に改める。

第44項中「附則第5条」を「附則第7条」に改める。

第44項の次に次の1項を加える。

45 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第7条の規定による俸給を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは、「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

以 上

給実甲第220号 新旧対照表 (給実甲第1185号関係)

改正後	改正前
<p>36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の36.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の31</u>以下)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の46.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の50.5</u>以下)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の56</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の71</u>以下)</p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の31</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の21</u>以下)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の41</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の41.5</u>以下)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の50.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の61</u>以下)</p>	<p>36 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の40</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の33.5</u>以下)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の51</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の55</u>以下)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の61.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の76.5</u>以下)</p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の34.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の23</u>以下)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の45.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の45</u>以下)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の56.5</u>以下 (特定管理職員にあつては、<u>100分の66.5</u>以下)</p>

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{0.5}$ 以下の2

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{0.5}$ 以下の4

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{0}$ 以下の6

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{0}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{1.5}$ 以下の1.5以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{2.5}$ 以下の2.5以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{0}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{3.5}$ 以下の3.5以下)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{8}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{1.0}$ 以下の1.0以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{3.5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{2.0}$ 以下の2.0.5以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{8}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{3.0}$ 以下の3.0以下)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{5}$ 以下の1

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{5}$ 以下の2

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{5}$ 以下の3

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{2.5}$ 以下の2

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{4}$ 以下の4

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{6}$ 以下の6

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{1.5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{1.5}$ 以下の1.5.5以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{6.5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{2.6}$ 以下の2.6.5以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{2.5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{3.7}$ 以下の3.7以下)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{9}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{1.1}$ 以下の1.1以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{2.1}$ 以下の2.1.5以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{0.5}$ 以下(特定管理職員にあっては、 $\frac{100}{3.1}$ 以下の3.1.5以下)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{7}$ 以下の1

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{7.5}$ 以下の2

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{9}$ 以下の3

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の56超100分の66未満 (特定管理職員にあっては、100分の71超100分の86未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の50.5超100分の61未満 (特定管理職員にあっては、100分の61超100分の76未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の60超100分の75未満

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の30超100分の35未満 (特定管理職員にあっては、100分の35超100分の45未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の28超100分の33未満 (特定管理職員にあっては、100分の30超100分の40未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の35超100分の45未満

38・39 (略)

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の

37 (同左)

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の61.5超100分の72.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の76.5超100分の93未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の56.5超100分の67.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の66.5超100分の83未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の66超100分の82未満

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の32.5超100分の37.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の37超100分の47.5未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の30.5超100分の35.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の31.5超100分の42.5未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の39超100分の50未満

38・39 (同左)

40 (同左)

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の

職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、

職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

41 (同左)

これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額

(1) (2)に掲げる職員以外の職員

(2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員

二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

(1) (2)に掲げる職員以外の職員

(2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員

42・43 (略)

44 給与法附則第8項第6号及び第7号の「これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは俸給月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給月額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び専門スタッフ職調整手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合（給与法第11条の8第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—49附則第7条又は規則9—121附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）（給与法附則第8項第1号の最低号俸に達しない場合にあつては、同号の俸給月額減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び給与法

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(1) (同左)

(2) (同左)

二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(1) (同左)

(2) (同左)

42・43 (同左)

44 給与法附則第8項第6号及び第7号の「これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは俸給月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給月額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び専門スタッフ職調整手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合（給与法第11条の8第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—49附則第5条又は規則9—121附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）（給与法附則第8項第1号の最低号俸に達しない場合にあつては、同号の俸給月額減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び給与法

附則第8項第2号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額）をいい、「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とは俸給月額に研究員調整手当の支給割合（給与法第11条の9第2項又は第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—102附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）をいい、「俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額」とは給与法附則第8項第1号の俸給月額減額基礎額に研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

45 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第7条の規定による俸給を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは、「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額」とする

。

附則第8項第2号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額）をいい、「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とは俸給月額に研究員調整手当の支給割合（給与法第11条の9第2項又は第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—102附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）をいい、「俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額」とは給与法附則第8項第1号の俸給月額減額基礎額に研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

（新設）

読 替 後	読 替 前
<p>44 給与法附則第8項第6号及び第7号の「これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは俸給月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給月額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び<u>俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額</u>（育児短時間勤務職員等にあつては、<u>俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額</u>を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合（給与法第11条の8第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—49附則第7条又は規則9—121附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）（給与法附則第8項第1号の最低号俸に達しない場合にあつては、同号の俸給月額減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び給与法附則第8項第2号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額）をいい、「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とは俸給月額に研究員調整手当の支給割合（給与法第11条の9第2項又は第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—102附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）をいい、「俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額」とは給与法附則第8項第1号の俸給月額減額基礎額に研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額をいう。</p>	<p>44 給与法附則第8項第6号及び第7号の「これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額」とは俸給月額（育児短時間勤務職員等にあつては、俸給月額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び<u>専門スタッフ職調整手当の月額</u>（育児短時間勤務職員等にあつては、<u>専門スタッフ職調整手当の月額</u>を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合（給与法第11条の8第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—49附則第7条又は規則9—121附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）（給与法附則第8項第1号の最低号俸に達しない場合にあつては、同号の俸給月額減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び給与法附則第8項第2号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額（育児短時間勤務職員等にあつては、同号の専門スタッフ職調整手当減額基礎額を算出率で除して得た額）の合計額に、地域手当及び広域異動手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額）をいい、「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とは俸給月額に研究員調整手当の支給割合（給与法第11条の9第2項又は第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、規則9—102附則第2項の規定による額。以下この項において同じ。）をいい、「俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額」とは給与法附則第8項第1号の俸給月額減額基礎額に研究員調整手当の支給割合を乗じて得た額をいう。</p>

勤勉手当に係る成績率(平成27年6月期以降)

○再任用職員以外の職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員				
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員		
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	
特に優秀	(以下)	165/100	150/100	205/100	190/100	177/100	160/100	240/100	221/100
	(以上)	102.5/100	93/100	128.5/100	119/100	114.5/100	103/100	163.5/100	150/100
優秀	(未満)	102.5/100	93/100	128.5/100	119/100	114.5/100	103/100	163.5/100	150/100
	(以上)	91/100	82.5/100	114/100	105.5/100	94.5/100	85/100	126.5/100	116/100
予算月数		82.5/100	75/100	102.5/100	95/100	82.5/100	75/100	102.5/100	95/100
良好		79.5/100	72/100	99.5/100	92/100	74.5/100	67/100	89.5/100	82/100
良好でない	(未満)	79.5/100	72/100	99.5/100	92/100	74.5/100	67/100	89.5/100	82/100
矯正措置	(未満)	72.5/100	66/100	93/100	86/100	67.5/100	61/100	83/100	76/100
	(超)	61.5/100	56/100	76.5/100	71/100	56.5/100	50.5/100	66.5/100	61/100
戒告	(以下)	61.5/100	56/100	76.5/100	71/100	56.5/100	50.5/100	66.5/100	61/100
減給	(以下)	51/100	46.5/100	55/100	50.5/100	45.5/100	41/100	45/100	41.5/100
停職	(以下)	40/100	36.5/100	33.5/100	31/100	34.5/100	31/100	23/100	21/100

○再任用職員

	専門スタッフ職職員以外				専門スタッフ職職員				
	一般職員		特定管理職員		一般職員		特定管理職員		
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	
優秀	(超)/(以上)	37.5/100	35/100	47.5/100	45/100	40/100	37.5/100	56/100	53/100
予算月数		37.5/100	35/100	47.5/100	45/100	37.5/100	35/100	47.5/100	45/100
良好		37.5/100	35/100	47.5/100	45/100	35.5/100	33/100	42.5/100	40/100
良好でない	(未満)	37.5/100	35/100	47.5/100	45/100	35.5/100	33/100	42.5/100	40/100
矯正措置	(未満)	37.5/100	35/100	47.5/100	45/100	35.5/100	33/100	42.5/100	40/100
	(超)	32.5/100	30/100	37/100	35/100	30.5/100	28/100	31.5/100	30/100
戒告	(以下)	32.5/100	30/100	37/100	35/100	30.5/100	28/100	31.5/100	30/100
減給	(以下)	26.5/100	25/100	26.5/100	25/100	25/100	23.5/100	21.5/100	20.5/100
停職	(以下)	21.5/100	20/100	15.5/100	15/100	19/100	18/100	11/100	10/100

○指定職職員

	再任用職員以外		再任用職員		
	現行	改定後	現行	改定後	
優秀	(以下)	185/100	170/100	—	—
	(以上)/(超)	101/100	92/100	50/100	45/100
事務次官		92.5/100	85/100	50/100	45/100
予算月数		92.5/100	85/100	50/100	45/100
良好		87.5/100	80/100	50/100	45/100
良好でない	(未満)	87.5/100	80/100	50/100	45/100
矯正措置	(未満)	82/100	75/100	50/100	45/100
	(超)	66/100	60/100	39/100	35/100
戒告	(以下)	66/100	60/100	39/100	35/100
減給	(以下)	44/100	40.5/100	27.5/100	25/100
停職	(以下)	22.5/100	20.5/100	17/100	15/100

55歳を超える職員の給与の抑制措置について(期末・勤勉手当の算出方法)

基本的考え方: 「本則による額(通常の計算により算出した額)」 - 「減ずる額」 = 支給額

○期末手当 ※ 下線部は、平成26年改正給与法による経過措置額を俸給として支給することに伴い、変更となった箇所。

<p>本則による額</p>	<p>俸給の月額 (俸給月額+歳給の経過措置額+俸給の調整額)</p>	<p>+ 専門スタッフ職調整手当の月額 (俸給月額+歳給後の経過措置額) × 10/100</p>	<p>+ 扶養手当の月額</p>	<p>+ 俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>+ 俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額</p>	<p>+ 役職段階別加算額 (注1)</p>	<p>+ 管理職加算額 (俸給月額+歳給後の経過措置額) × 管理職加算割合</p>	<p>× 期別支給割合</p>	<p>× 在職期間別割合</p>	<p>[給与法第19条の4第5項]</p>
<p>端数処理規定 (点線囲みは現行規定、二重線囲みは今回措置するもの)</p>	<p>減額後の俸給の経過措置額: 規則9-139第5条 (管理職加算においても同じ)</p>	<p>規則9-122 第3条</p>	<p>規則9-49第15条 広域異動手当: 規則9-121第7条 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9-102第5条 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>規則9-40第15条</p>	<p>※ 給与の抑制措置に係る「本則による額」は端数処理しない。</p>	<p>[給与法第19条の4第2項]</p>	<p>× 1.5/100</p>	<p>× 在職期間別割合</p>	<p>× 期別支給割合</p>
<p>減ずる額</p>	<p>俸給月額</p>	<p>+ 俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額及び俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額に対する研究員調整手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額及び俸給月額に対する役職段階別加算額 (注2)</p>	<p>+ 管理職加算額 (俸給月額+管理職加算割合)</p>	<p>× 期別支給割合</p>	<p>× 在職期間別割合</p>	<p>× 1.5/100</p>	<p>× 期別支給割合</p>
<p>※最低号俸に達しない場合</p>	<p>俸給月額減額基礎額 (俸給月額 - 最低号俸の俸給月額)</p>	<p>+ 専門スタッフ職調整手当減額基礎額 (俸給月額 - 最低号俸の俸給月額) × 10/100</p>	<p>+ 俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額の月額 に対する地域手当及び広域異動手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額減額基礎額に対する役職段階別加算額 (注3)</p>	<p>+ 管理職加算額 (俸給月額+管理職加算割合)</p>	<p>× 期別支給割合</p>	<p>× 在職期間別割合</p>	<p>× 期別支給割合</p>	<p>× 在職期間別割合</p>
<p>端数処理規定 (点線囲みは現行規定)</p>	<p>規則9-102第2項 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>規則9-49第5条 広域異動手当: 規則9-121第7条 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9-102第2項 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>規則9-40第15条第2項</p>	<p>※ 「減ずる額」は端数処理せず、「本則による額」から差し引いた確定額(支給額)の段階で、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」により端数処理(円未満切捨て)する。</p>	<p>[給与法第19条の4第2項]</p>	<p>× 期別支給割合</p>	<p>× 在職期間別割合</p>	<p>× 期別支給割合</p>	<p>× 在職期間別割合</p>

(注1) [(俸給の月額) + (専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給の月額に対する研究員調整手当の月額)] × 役職段階別加算割合
 (注2) [(俸給月額) + (俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額) + (俸給月額に対する研究員調整手当の月額)] × 役職段階別加算割合
 (注3) [(俸給月額減額基礎額) + (専門スタッフ職調整手当減額基礎額) + (俸給月額減額基礎額) + (俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額) + (俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)] × 役職段階別加算割合

○勤勉手当

<p>本則による額</p>	<p>俸給の月額 (俸給月額+減額後の俸給の経過措置額+俸給の調整額)</p>	<p>+ 専門スタッフ職調整手当の月額 (俸給月額+減額後の俸給の経過措置額) × 10/100</p>	<p>+ 俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>+ 俸給の月額に対する 研究員調整手当の月額</p>	<p>+ 役職段階別加算額 (注1)</p>	<p>+ 管理職加算額 (俸給月額+減額後の俸給の経過措置額) × 管理職加算割合</p>	<p>× 人事院規則で定める割合 (期間率及び成績率)</p>	<p>[給与法第19条の7第2項前段]</p>
<p>端数処理規定 (点線囲みは現行規定、二重線囲みは今回措置するもの)</p>	<p>減額後の俸給の経過措置額: 規則9—139第5条 (管理職加算においても同じ)</p>	<p>規則9—122 第3条</p>	<p>地域手当: 規則9—49第15条 広域異動手当: 規則9—121第7条 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9—102第5条 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>[給与法第19条の7第4項]</p>	<p>[給与法第19条の7第4項]</p>	<p>[給与法第19条の7第4項]</p>	<p>※ 給与の抑制措置に係る「本則による額」は端数処理しない。</p>
<p>減ずる額</p>	<p>俸給月額</p>	<p>+ 俸給月額に對する専門スタッフ職調整手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額及び俸給月額に對する専門スタッフ職調整手当の月額に對する地域手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額に對する研究員調整手当の月額</p>	<p>+ 役職段階別加算額 (注2)</p>	<p>+ 管理職加算額 (俸給月額 × 管理職加算割合)</p>	<p>× 人事院規則で定める割合 (期間率及び成績率)</p>	<p>× 1.5/100</p>
<p>※最低号俸に達しない場合</p>	<p>俸給月額減額基礎額 (俸給月額—最低号俸の俸給月額)</p>	<p>+ 専門スタッフ職調整手当減額基礎額 (俸給月額—最低号俸の俸給月額) × 10/100</p>	<p>+ 俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額に對する地域手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>+ 俸給月額減額基礎額に對する研究員調整手当の月額</p>	<p>+ 役職段階別加算額 (注3)</p>	<p>+ 管理職加算額 (俸給月額+減額基礎額) × 管理職加算割合</p>	<p>× 人事院規則で定める割合 (期間率及び成績率)</p>	<p>[給与法第19条の7第2項前段]</p>
<p>端数処理規定 (点線囲みは現行規定)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9—102附則第2項 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>地域手当: 規則9—49附則第5条 広域異動手当: 規則9—121附則第2項 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9—102附則第2項 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>[給与法第19条の7第4項]</p>	<p>[給与法第19条の7第4項]</p>	<p>[給与法第19条の7第4項]</p>	<p>※ 「減ずる額」は端数処理せず、「本則による額」から差し引いた確定額(支給額)の段階で、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」により端数処理(円未満切捨て)する。</p>	

(注1) [(俸給の月額) + (専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給月額に對する地域手当及び広域異動手当の月額)] × 役職段階別加算割合
(注2) [(俸給月額) + (俸給月額に對する専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給月額及び俸給月額に對する専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給月額に對する地域手当及び広域異動手当の月額)] × 役職段階別加算割合
(注3) [(俸給月額減額基礎額) + (専門スタッフ職調整手当減額基礎額) + (俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額に對する地域手当及び広域異動手当の月額) + (俸給月額減額基礎額に對する研究員調整手当の月額)] × 役職段階別加算割合

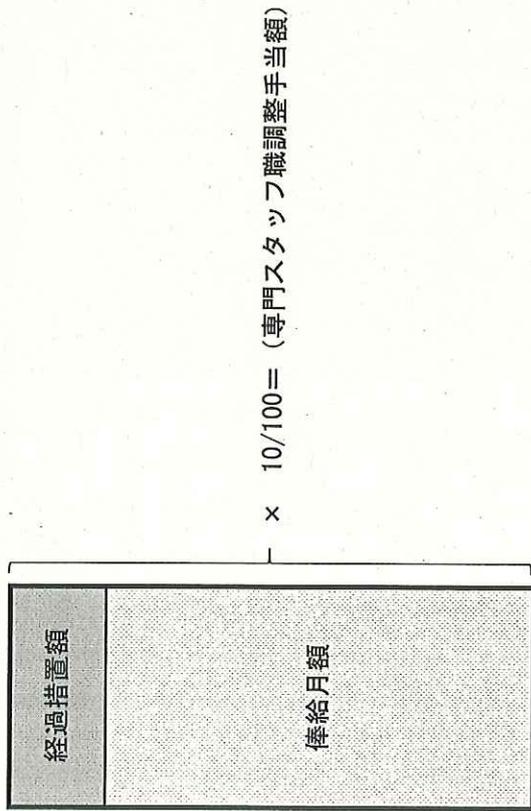
○勤働手当の総額計算

<p>本則による額</p>	<p>俸給の月額 (俸給月額+減額後の俸給の経過措置額+俸給の経過措置額+俸給の経過措置額) × 10/100</p>	<p>専門スタッフ職調整手当の月額 (俸給月額+減額後の俸給の経過措置額) × 10/100</p>	<p>俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額 地域異動手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>俸給の月額に対する 研究員調整手当の月額</p>	<p>役職段階別加算額 (注1)</p>	<p>管理職加算額 (俸給月額+減額後の俸給の経過措置額) × 管理職加算割合</p>	<p>扶養手当の月額</p>	<p>扶養手当の月額に対する 地域手当の月額 広域異動手当の月額 研究員調整手当の月額</p>	<p>82.5/100 (一般職員) 102.5/100 (特定管理職員)</p>	<p>75/100 (一般職員) 95/100 (特定管理職員)</p>	
← 給与法第19条の7第2項第1号 → ※平成26年12月期 → ※平成27年度以降											
<p>端数処理規定 (点線囲みは現行規定、二重線囲みは今回措置するもの)</p>	<p>減額後の俸給の経過措置額: 規則9—13第5条 (管理職加算においても同じ)</p>	<p>規則9—122 第3条</p>	<p>地域手当: 規則9—49第15条 広域異動手当: 規則9—121第7条 (役職段階別加算においても同じ)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9—102第5条 (役職段階別加算においても同じ)</p>							<p>※ 総額計算に係る「本則による額」は端数処理しない。</p>
<p>減ずる額</p>	【勤働手当減額対象額】									<p>※平成26年12月期 ※平成27年度以降</p>	
<p>※最低号俸に達しない場合</p>	<p>俸給月額</p>	<p>俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額</p>	<p>俸給月額及び俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額 広域異動手当の月額</p>	<p>俸給月額に対する研究員調整手当の月額</p>	<p>役職段階別加算額 (注2)</p>	<p>管理職加算額 (俸給月額 × 管理職加算割合)</p>	<p>82.5/100 × 1.5/100 102.5/100 × 1.5/100</p>	<p>1.2375/100 (一般職員) 1.5375/100 (特定管理職員)</p>	<p>82.5/100 (一般職員) 102.5/100 (特定管理職員)</p>	<p>75/100 (一般職員) 95/100 (特定管理職員)</p>	
【勤働手当減額基礎額】											
<p>端数処理規定 (点線囲みは現行規定)</p>	<p>研究員調整手当: 規則9—102附則第2項 (役職段階別加算においても同じ)</p>									<p>※ 「減ずる額」は端数処理しない。</p>	

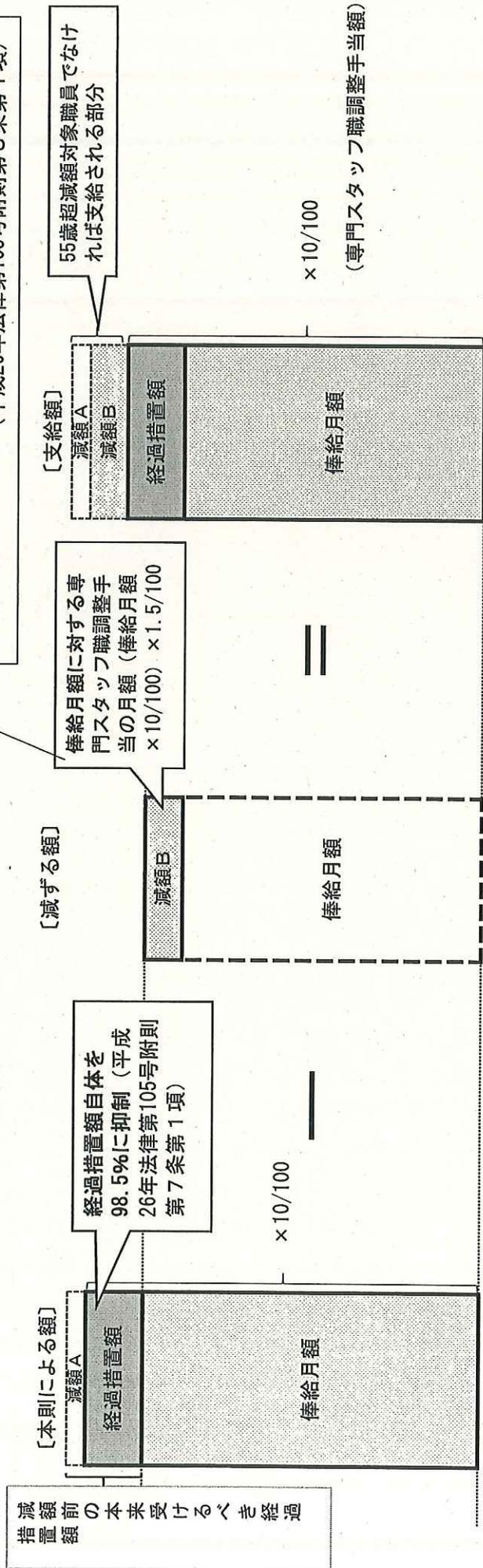
(注1) [(俸給の月額) + (専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額) + (俸給の月額) + (俸給月額) × 地域手当及び広域異動手当の月額] × 役職段階別加算割合
 (注2) [(俸給月額) + (俸給月額) + (俸給月額) + (俸給月額) × 地域手当及び広域異動手当の月額] + (俸給月額) × 研究員調整手当の月額 × 役職段階別加算割合
 (注3) [(俸給月額減額基礎額) + (俸給月額減額基礎額) + (俸給月額減額基礎額) × 地域手当及び広域異動手当の月額] + (俸給月額減額基礎額) × 研究員調整手当の月額 × 役職段階別加算割合

【経過措置額を専門スタッフ職調整手当の算定基礎とすることに伴う55歳を超える職員に係る期末・勤勉手当の減額措置に関する参考資料】

○平成26年改正給与法（法律第105号）附則第8条による専門スタッフ職調整手当額の支給額



【上記のうち、55歳超減額対象職員に関する支給額】



人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四九―四〇

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に、同条第二号及び第三号中「百分の十」を「百分の十二」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

（給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の

人事院規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

(平成三十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四の規定による地域手当の支給割合)

第三条 平成三十年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の十六」とあるのは「百分の十五」と、同条第二号及び第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十」とする。

附則第五条を附則第七条とし、附則第四条中「前二条」を「附則第二条から前条まで」に改め、同条を附則第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

(給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合)

第四条 平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十五とする。

(平成三十年十月一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置)

第五条 平成三十年十月一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合(同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあつ

ては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合」と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲げる場合」と、「第三号において」とあるのは「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第二条関係）

支給割合	支 給 地 域 等
------	-----------

百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十五	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市 印西市 東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市 厚木市

	百分の十三
大阪府のうち 大阪市 守口市 門真市 兵庫県のうち 芦屋市	茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち さいたま市 志木市 千葉県のうち 袖ヶ浦市 東京都のうち 八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市 神奈川県のうち

<p>横浜市 川崎市</p> <p>愛知県のうち</p> <p>名古屋市 刈谷市 豊田市</p> <p>大阪府のうち</p> <p>高槻市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>西宮市</p>	<p>百分の十二</p> <p>千葉県のうち</p> <p>船橋市 浦安市</p> <p>東京都のうち</p> <p>立川市</p> <p>大阪府のうち</p> <p>吹田市 寝屋川市 箕面市</p>

百分の十	百分の十一
茨城県のうち	奈良県のうち 天理市
池田市 大阪府のうち 豊明市 愛知県のうち 青梅市 東村山市 東京都のうち 千葉市 千葉県のうち 守谷市 茨城県のうち	

水戸市 土浦市

千葉県のうち

市川市 松戸市 富津市

東京都のうち

三鷹市 あきる野市

神奈川県のうち

相模原市 横須賀市 藤沢市 大和市

三重県のうち

鈴鹿市

滋賀県のうち

大津市 草津市

京都府のうち

京都市

	<p>百分の八</p>
<p>大阪府のうち</p> <p>堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>神戸市 尼崎市</p> <p>奈良県のうち</p> <p>奈良市 大和郡山市</p> <p>広島県のうち</p> <p>広島市</p> <p>福岡県のうち</p> <p>福岡市</p> <p>総務省関東総合通信局電波監理部</p>	<p>茨城県のうち</p> <p>牛久市</p>

	百分の七
埼玉県のうち 東松山市 朝霞市 京都府のうち 京田辺市 大阪府のうち 羽曳野市	茨城県のうち 日立市 千葉県のうち 佐倉市 市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち

	百分の六
西尾市 知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市 三田市	宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 古河市 ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市

埼玉県のうち

川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市

千葉県のうち

茂原市 柏市

神奈川県のうち

三浦郡のうち葉山町

山梨県のうち

甲府市

静岡県のうち

静岡市 沼津市 御殿場市

愛知県のうち

瀬戸市 碧南市

	百分の五
三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市 亀岡市 大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 奈良県のうち 大和高田市 橿原市	宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち

	百分の四
龍ヶ崎市 埼玉県のうち 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市 交野市 福岡県のうち 春日市 福津市 栃木県のうち 大田原市	

群馬県のうち

高崎市

埼玉県のうち

春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡のうち鳩山町 北葛飾郡のうち

杉戸町

千葉県のうち

野田市 東金市 流山市 印旛郡のうち酒々井町及び栄町

神奈川県のうち

三浦市（総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。） 中郡のうち二

宮町

長野県のうち

塩尻市

岐阜県のうち

岐阜市

静岡県のうち

磐田市

愛知県のうち

岡崎市

春日井市

津島市

安城市

犬山市

江南市

弥富市

西春日井郡のうち
豊

山町

三重県のうち

桑名市

滋賀県のうち

彦根市

京都府のうち

向日市

木津川市

大阪府のうち

	百分の三
<p>泉南市 阪南市 泉南郡のうち熊取町、田尻町及び岬町 南河内郡のうち太子町</p> <p>兵庫県のうち</p> <p>明石市</p> <p>奈良県のうち</p> <p>香芝市 北葛城郡のうち王寺町</p> <p>和歌山県のうち</p> <p>和歌山市 橋本市</p> <p>香川県のうち</p> <p>高松市</p> <p>福岡県のうち</p> <p>太宰府市 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町</p>	<p>北海道のうち</p> <p>札幌市</p>

宮城県のうち

名取市

茨城県のうち

筑西市

栃木県のうち

鹿沼市 小山市

群馬県のうち

前橋市 太田市

埼玉県のうち

熊谷市

千葉県のうち

八街市

東京都のうち

武蔵村山市

富山県のうち

富山市

石川県のうち

金沢市

福井県のうち

福井市

長野県のうち

長野市 松本市 諏訪市

岐阜県のうち

大垣市 多治見市 美濃加茂市

静岡県のうち

浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市

愛知県のうち

豊橋市 一宮市 半田市 小牧市

三重県のうち

名張市 伊賀市

滋賀県のうち

長浜市

兵庫県のうち

姫路市 加古川市 三木市

奈良県のうち

桜井市 宇陀市

岡山県のうち

岡山市

広島県のうち

	百分の二
<p>廿日市市 安芸郡のうち海田町及び坂町</p> <p>山口県のうち</p> <p>周南市</p> <p>福岡県のうち</p> <p>北九州市 筑紫野市 糟屋郡のうち宇美町</p> <p>長崎県のうち</p> <p>長崎市</p>	<p>茨城県のうち</p> <p>神栖市</p> <p>栃木県のうち</p> <p>下野市</p> <p>埼玉県のうち</p> <p>羽生市 比企郡のうち滑川町</p>

	百分の一
愛知県のうち 豊川市 田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市	茨城県のうち 笠間市 鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市 真岡市 群馬県のうち

渋川市

千葉県のうち

木更津市 君津市

新潟県のうち

新潟市

山梨県のうち

南アルプス市

長野県のうち

伊那市

岐阜県のうち

各務原市

静岡県のうち

藤枝市

愛知県のうち

常滑市 海部郡のうち飛島村

滋賀県のうち

東近江市

広島県のうち

三原市 東広島市

徳島県のうち

徳島市 鳴門市 阿南市

香川県のうち

坂出市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町

村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

茨城県						宮城県			北海道	都道府県	支 給 地 域
笠間市	古河市	水戸市	牛久市	守谷市	取手市	名取市	仙台市	多賀城市	札幌市		
鹿嶋市	ひたちなか市	日立市			つくば市						
筑西市	神栖市	土浦市									
		龍ヶ崎市									
七級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	七級地	六級地	五級地	七級地	級地	

千葉県	埼玉県						群馬県	栃木県			
袖ヶ浦市 印西市	熊谷市	比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市	坂戸市	東松山市 朝霞市	さいたま市 志木市	和光市	前橋市 太田市 渋川市	高崎市	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	宇都宮市 大田原市 下野市
二級地	七級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	七級地	六級地	七級地	六級地	

神奈川県	東京都											
	横浜市	武蔵村山市	三鷹市	立川市	八王子市	市	特別区	木更津市	野田市	市川市	船橋市	千葉市
	川崎市	あきる野市			青梅市	武蔵野市		君津市	茂原市	松戸市	浦安市	成田市
	厚木市				府中市	調布市		八街市	東金市	佐倉市		
					東村山市	町田市			柏市	市原市		
					国立市	小平市			流山市	富津市		
					福生市	日野市			印旛郡酒々井町			
					稲城市	国分寺市			印旛郡栄町			
					西東京市	狛江市						
						清瀬市						
					多摩							
二級地	七級地	五級地	四級地	三級地	二級地	一級地	七級地	六級地	五級地	四級地	三級地	

岐阜県	長野県		山梨県		福井県	石川県	富山県	新潟県				
岐阜市	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	塩尻市	南アルプス市	甲府市	福井市	金沢市	富山市	新潟市	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町	横須賀市 平塚市 小田原市 大和市	相模原市 藤沢市	鎌倉市
六級地	七級地	六級地	七級地	六級地	七級地	七級地	七級地	七級地	六級地	五級地	四級地	三級地

三重県				愛知県					静岡県			
名張市 伊賀市	津市 桑名市 亀山市	四日市市	鈴鹿市	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	田原市 弥富市 西春日井郡豊山町	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市 江南市	西尾市 知多市 みよし市	名古屋市 豊明市	刈谷市 豊田市	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市
七級地	六級地	五級地	四級地	七級地		六級地	五級地	三級地	二級地	七級地	六級地	七級地

兵庫 県	大阪府					京都府			滋賀 県			
西宮市 芦屋市	南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	池田市 高槻市 門真市	大阪市 守口市	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	京都市	京田辺市	長浜市 東近江市	彦根市 守山市 甲賀市	大津市 草津市 栗東市
三級地		六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地	五級地	四級地	七級地	六級地	五級地

山口県	広島県		岡山県	和歌山県	奈良県							
周南市	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	広島市	岡山市	和歌山市 橋本市	桜井市 宇陀市	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	奈良市 大和郡山市	天理市	姫路市 加古川市 三木市	明石市 赤穂市	尼崎市 伊丹市 三田市	神戸市
七級地	七級地	五級地	七級地	六級地	七級地	六級地	五級地	四級地	七級地	六級地	五級地	四級地

長崎県	福岡県			香川県		徳島県	
	長崎市	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	福岡市 春日市 福津市	坂出市	高松市	徳島市 鳴門市 阿南市
	七級地	七級地	六級地	五級地	七級地	六級地	七級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二第一号中「四級地」を「五級地」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

○ 人事院規則九―四九―四〇 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与法第十一条の四の規定による地域手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 成田国際空港の区域 百分の十六</p> <p>二 中部国際空港の区域 百分の十二</p> <p>三 関西国際空港の区域 百分の十二</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。)</p> <p>(附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。)</p> <p>(平成三十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>第三条 平成三十年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の十六」とあるのは「百分の十五」と、同条第二号及び第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十」とする。</p> <p>(給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>第四条 平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた</p>	<p>(給与法第十一条の四の規定による地域手当)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>一 成田国際空港の区域 百分の十五</p> <p>二 中部国際空港の区域 百分の十</p> <p>三 関西国際空港の区域 百分の十</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 (同上)</p> <p>(暫定指定地域)</p> <p>第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三第一項前段の地域とされていた地域のうち別表第一に掲げられていないものは、当分の間、給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域とし、これらの地域に係る同条第二項の地域手当の級地は、附則別表に定めるとおりとする。</p> <p>第三条 前条の規定が適用される間、第十一条第一項第一号及び第十四条第一項第二号の規定の適用については、第十一条第一項第一号中「第二条」とあるのは「第二条若しくは附則第二条」と、第十四条第一項第二号中「第二条」とあるのは「第二条又は附則第二条」と、「同条」とあるのは「これらの規定」とする。</p>

給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十五とする。

（平成三十年十月一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置）

第五条 平成三十年十月一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合（同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合）」と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合」及び前項第一号に掲げる場合」と、「第三号において」とあるのは「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

（給与法附則第八項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）

第七条 （略）

（雑則）

第四条 前二条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

（給与法附則第八項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）

第五条 （同上）

附則別表（附則第二条関係）

支給割合	支給地域等
百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十五	茨城県のうち 取手市
	埼玉県のうち 和光市
百分の十三	千葉県のうち 成田市 印西市
	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市
	神奈川県のうち 鎌倉市 厚木市
	大阪府のうち 大阪市 守口市 門真市
	兵庫県のうち 芦屋市
	茨城県のうち つくば市
	埼玉県のうち さいたま市 志木市
	千葉県のうち 袖ヶ浦市
	東京都のうち 八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市
	神奈川県のうち 横浜市 川崎市

附則別表（附則第二条関係）

都道府県	暫定指定地域	地域
神奈川県	横須賀市	四級地
	三浦郡葉山町	五級地
大阪府	堺市 東大阪市	四級地
	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市	五級地
福岡県	北九州市	六級地
長崎県	長崎市	六級地

備考 この表の暫定指定地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

<p>愛知県のうち 名古屋市のうち 刈谷市 豊田市</p>	<p>大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市</p>	<p>千葉県のうち 船橋市 浦安市 東京都のうち 立川市 大阪府のうち 吹田市 寝屋川市 箕面市 奈良県のうち 天理市</p>	<p>茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市 東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市</p>
<p>百分の十二</p>	<p>百分の十一</p>	<p>百分の十</p>	<p>三鷹市 あきる野市</p>

百分の七		百分の八
茨城県のうち 日立市	埼玉県のうち 東松山市 朝霞市 京都府のうち 京田辺市 大阪府のうち 羽曳野市	総務省関東総合通信局電波監理部 茨城県のうち 牛久市 福岡県のうち 福岡市 広島県のうち 広島市 奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 大阪府のうち 堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪 市 滋賀県のうち 大津市 草津市 京都府のうち 京都市 三重県のうち 鈴鹿市 相模原市 横須賀市 藤沢市 大和市 神奈川県のうち

百分の六

千葉県のうち 佐倉市 市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市 知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市 三田市 宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 古河市 ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市 千葉県のうち 茂原市 柏市 神奈川県のうち 三浦郡のうち葉山町 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市 沼津市 御殿場市 愛知県のうち
--

<p>百分の五</p>	<p>瀬戸市 碧南市 三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市 亀岡市 大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内 長野市 和泉市 藤井寺市 奈良県のうち 大和高田市 橿原市 宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち 龍ヶ崎市 埼玉県のうち 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市 交野市 福岡県のうち 春日市 福津市</p>
<p>百分の四</p>	<p>栃木県のうち 大田原市 群馬県のうち 高崎市</p>

	<p>香芝市 北葛城郡のうち王寺町 和歌山県のうち 和歌山市 橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町</p>
<p>百分の三</p>	<p>北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 名取市 茨城県のうち 筑西市 栃木県のうち 鹿沼市 小山市 群馬県のうち 群馬県のうち 前橋市 太田市 埼玉県のうち 熊谷市 千葉県のうち 八街市 東京都のうち 武蔵村山市 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 福井県のうち 福井市 長野県のうち</p>

	<p>長野市 松本市 諏訪市 岐阜県のうち 大垣市 多治見市 美濃加茂市 静岡県のうち 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛 川市 袋井市 愛知県のうち 豊橋市 一宮市 半田市 小牧市 三重県のうち 名張市 伊賀市 滋賀県のうち 長浜市 兵庫県のうち 姫路市 加古川市 三木市 奈良県のうち 桜井市 宇陀市 岡山県のうち 岡山市 広島県のうち 廿日市市 安芸郡のうち海田町及び坂町 山口県のうち 周南市 福岡県のうち 北九州市 筑紫野市 糟屋郡のうち宇美町 長崎県のうち 長崎市</p>
百分の二	<p>茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市</p>

	埼玉県のうち 羽生市 比企郡のうち滑川町 愛知県のうち 豊川市 田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市 茨城県のうち 笠間市 鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市 真岡市 群馬県のうち 渋川市 千葉県のうち 木更津市 君津市 新潟県のうち 新潟市 山梨県のうち 南アルプス市 長野県のうち 伊那市 岐阜県のうち 各務原市 静岡県のうち 藤枝市 愛知県のうち 常滑市 海部郡のうち飛島村
百分の一	

滋賀県のうち
東近江市
広島県のうち
三原市 東広島市
徳島県のうち
徳島市 鳴門市 阿南市
香川県のうち
坂出市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第一(第二条、第三条関係)

都道府県	支給地域		級地
北海道	札幌市		七級地
宮城県	多賀城市		五級地
	仙台市		六級地
	名取市		七級地
茨城県	取手市	つくば市	二級地
	守谷市		三級地
	牛久市		四級地
	水戸市	日立市 土浦市 龍ヶ崎市	五級地
	古河市	ひたちなか市 神栖市	六級地
	笠間市	鹿嶋市 筑西市	七級地
栃木県	宇都宮市	大田原市 下野市	六級地
	栃木市	鹿沼市 小山市 真岡市	七級地
群馬県	高崎市		六級地
	前橋市	太田市 渋川市	七級地

別表第一(第二条、第三条関係)

都道府県	支給地域		級地
北海道	札幌市		六級地
宮城県	仙台市	多賀城市	五級地
	名取市		六級地
茨城県	取手市	つくば市	二級地
	守谷市		三級地
	水戸市	土浦市 日立市 古河市 牛久市 龍ヶ崎市 筑西市	四級地
	日立市	ひたちなか市	五級地
	龍ヶ崎市	筑西市	六級地
栃木県	宇都宮市	大田原市	五級地
	鹿沼市	小山市	六級地
群馬県	高崎市	太田市	六級地
	前橋市		六級地

埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県	
和光市	さいたま市 志木市	東松山市 朝霞市	坂戸市	川口市 行田市 所沢市 飯能市	加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市	草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市	三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町
熊谷市	袖ヶ浦市 印西市	千葉市 成田市	船橋市 浦安市	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	木更津市 君津市 八街市	特別区
武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市	国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	立川市	三鷹市 あきる野市	武蔵村山市	横浜市 川崎市 厚木市	鎌倉市
相模原市 藤沢市	横須賀市 平塚市 小田原市 大和市	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町					
二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	七級地	七級地	七級地

埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県	
和光市	さいたま市 志木市	鶴ヶ島市	川口市 行田市 所沢市 飯能市	加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市	朝霞市 三郷市	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市	久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町
成田市 印西市	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	特別区	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市
三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市	武蔵村山市	横浜市 川崎市 海老名市	横須賀市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市	平塚市 秦野市	小田原市 三浦市		
二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	六級地	二級地	二級地

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県
京都市	長浜市 東近江市	名張市 伊賀市	海部郡飛島村	掛川市 藤枝市 袋井市	岐阜市	塩尻市	南アルプス市	福井市	金沢市	富山市	新潟市
京田辺市	彦根市 守山市 甲賀市	津市 桑名市 亀山市	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市	長野市 松本市 諏訪市 伊那市		甲府市			
四級地	七級地	七級地	七級地	七級地	六級地	七級地	七級地	七級地	七級地	七級地	七級地
五級地	六級地	五級地	四級地	二級地	六級地	六級地	七級地	七級地	七級地	七級地	七級地
京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県
宇治市	彦根市 長浜市	鈴鹿市	豊明市	焼津市 掛川市 袋井市	岐阜市	長野市	甲府市	福井市	金沢市	富山市	
亀岡市	守山市 草津市	津市 四日市市	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市	大垣市 多治見市 美濃加茂市	松本市 諏訪市		福井市			
京田辺市	大津市 草津市	桑名市 名張市 伊賀市	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市	静岡市 沼津市 御殿場市				甲府市			
五級地	四級地	四級地	四級地	六級地	六級地	六級地	五級地	六級地	六級地	六級地	
四級地	五級地	五級地	五級地	三級地	五級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県
京都市	彦根市 長浜市	鈴鹿市	豊明市	焼津市 掛川市 袋井市	岐阜市	長野市	甲府市	福井市	金沢市	富山市	
宇治市	守山市 草津市	津市 四日市市	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市	大垣市 多治見市 美濃加茂市	松本市 諏訪市		福井市			
亀岡市	大津市 草津市	桑名市 名張市 伊賀市	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市	静岡市 沼津市 御殿場市				甲府市			
京田辺市	大津市 草津市	桑名市 名張市 伊賀市	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市	静岡市 沼津市 御殿場市				甲府市			
五級地	四級地	四級地	四級地	六級地	六級地	六級地	五級地	六級地	六級地	六級地	
四級地	五級地	五級地	五級地	三級地	五級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	

香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府																
坂出市	高松市	徳島市 鳴門市 阿南市	周南市	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	岡山市	和歌山市 橋本市	桜井市 宇陀市	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	奈良市 大和郡山市	天理市	姫路市 加古川市 三木市	明石市 赤穂市	伊丹市 三田市	神戸市	西宮市 芦屋市	南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市	河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東	大阪市 交野市	池田市 高槻市 門真市	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	大阪市 守口市	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市
七級地	六級地	七級地	七級地	七級地	七級地	七級地	六級地	六級地	七級地	六級地	七級地	六級地	五級地	四級地	三級地	六級地	六級地	六級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地

香川県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府														
高松市	周南市	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	岡山市	和歌山市 橋本市	葛城郡王寺町	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北	大和高田市 橿原市	奈良市 大和郡山市	天理市	姫路市 明石市 加古川市 三木市	伊丹市 三田市	神戸市 尼崎市	西宮市 宝塚市	芦屋市	南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市	豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	大阪市 守口市 門真市	向日市 相楽郡木津町
六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	五級地	四級地	三級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地	

福岡県	福岡市	春日市	福津市	五級地
	太宰府市	糟屋郡新宮町	糟屋郡粕屋町	六級地
	北九州市	筑紫野市	糟屋郡宇美町	七級地
長崎県	長崎市			七級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）
 第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一 総務省関東総合通信局電波監理部 五級地

二 (略)

福岡県	福岡市	福岡市	四級地		
	筑紫野市	春日市	太宰府市	前原市	福津
	市	糟屋郡宇美町	糟屋郡粕屋町		

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）
 第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一 総務省関東総合通信局電波監理部 四級地

二 (同上)

○ 人事院規則九―四九 読替表（人事院規則九―四九附則第三条関係）

読 替 後	読 替 前
<p>（給与法第十一条の四の規定による地域手当） 第四条 給与法第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域は、次の各号に掲げる空港の区域とし、同条の人事院規則で定める割合は、当該空港の区域の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 成田国際空港の区域 百分の十五 二 中部国際空港の区域 百分の十 三 関西国際空港の区域 百分の十</p>	<p>（給与法第十一条の四の規定による地域手当） 第四条 給与法第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域は、次の各号に掲げる空港の区域とし、同条の人事院規則で定める割合は、当該空港の区域の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 成田国際空港の区域 百分の十六 二 中部国際空港の区域 百分の十二 三 関西国際空港の区域 百分の十二</p>

読 替 後	読 替 前
<p>（給与法第十一条の七の規定による地域手当）</p> <p>第十一条 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合（同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあっては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月をさかのぼつた日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合）とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月をさかのぼつた日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（以下この項において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定め</p>	<p>（給与法第十一条の七の規定による地域手当）</p> <p>第十一条 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>2 給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月をさかのぼつた日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（第三号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定</p>

る割合若しくは第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）又はみなし特例支給割合（第八条又は第九条に規定する地域手当の支給割合をいう。第三号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

二 前項第二号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）

三 前項第三号に掲げる場合 適用日前の検察官又は特定独立行政法人職員等として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）又はみなし特例支給割合のうち最も低い割合

める割合又はみなし特例支給割合（第八条又は第九条に規定する地域手当の支給割合をいう。第三号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

二 前項第二号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は第四条各号に定める割合

三 前項第三号に掲げる場合 適用日前の検察官又は特定独立行政法人職員等として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合のうち最も低い割合



給実甲第 1 1 8 8 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 0 1 9 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 0 1 9 号（地域手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

給与法第 1 1 条の 3 関係を同条関係第 1 項とし、同条関係に次の 1 項を加える。

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下「給与法」という。）第 1 1 条の 3 第 2 項各号に定める割合は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 1 0 5 号。以下「平成 2 6 年改正法」という。）附則第 1 0 条の規定により読み替えられており、同項及び人事院規則 9—4 9（地域手当）（以下「規則 9—4 9」という。）第 3 条の規定による級地に係る割合については、規則 9—4 9 附則第 2 条の規定によるものとされている。

給与法第 1 1 条の 3 関係を給与法第 1 1 条の 3 並びに規則 9—4 9 第 2 条及び附則第 2 条関係とする。

給与法第 1 1 条の 3 並びに規則 9—4 9 第 2 条及び附則第 2 条関係の次に給与法第 1 1 条の 4 並びに規則 9—4 9 第 4 条及び附則第 3 条関係として次のように

加える。

給与法第11条の4並びに規則9—49第4条及び附則第3条関係

給与法第11条の4及び規則9—49第4条の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、規則9—49附則第3条の規定によるものとされている。

給与法第11条の5関係を同条関係第1項とし、同条関係に次の1項を加える。

2 給与法第11条の5の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、平成26年改正法附則第10条の規定により読み替えられており、規則9—49附則第4条の規定によるものとされている。

給与法第11条の5条関係を給与法第11条の5及び規則9—49附則第4条関係とする。

給与法第11条の7第1項関係第2項第1号中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）」を「給与法」に改め、同項第2号中「人事院規則9—49（地域手当）（以下「規則9—49」という。）」を「規則9—49」に改め、同関係に次の1項を加える。

6 平成30年10月1日までの間における第3項第1号及び第2号の規定の適用については、同日までの間におけるこの条の第1項に規定する異動等前の支給割合に準じて取り扱うものとする。

給与法第11条の7第2項関係に次の1項を加える。

5 平成30年10月1日までの間における第3項第2号の規定の適用については、同日までの間におけるこの条の第1項に規定する異動等前の支給割合に準じて取り扱うものとする。

規則9—49第16条関係中「100分の95.0」を「100分の93.0」に改める。

以 上

改正後	改正前
<p><u>給与法第11条の3並びに規則9-49第2条及び附則第2条関係</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の3第2項各号に定める割合は、平成30年3月31日までの間は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号。以下「平成26年改正法」という。)附則第10条の規定により読み替えられており、同項及び人事院規則9-49(地域手当)(以下「規則9-49」という。)</u>第3条の規定による級地に係る割合については、<u>規則9-49附則第2条の規定によるものとされている。</u></p> <p><u>給与法第11条の4並びに規則9-49第4条及び附則第3条関係</u></p> <p><u>給与法第11条の4及び規則9-49第4条の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、規則9-49附則第3条の規定によるものとされている。</u></p> <p><u>給与法第11条の5及び規則9-49附則第4条関係</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>給与法第11条の5の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、平成26年改正法附則第10条の規定により読み替えられており、規則9-49附則第4条の規定によるものとされている。</u></p> <p><u>給与法第11条の7第1項関係</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第1項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員の在勤する官署が移転したとき及び当該期間内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る<u>給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合(以下「第11条の3支給割合」という。)</u></p>	<p><u>給与法第11条の3関係</u></p> <p>(同左)</p> <p><u>給与法第11条の5関係</u></p> <p>(同左)</p> <p><u>給与法第11条の7第1項関係</u></p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この条の第1項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員の在勤する官署が移転したとき及び当該期間内に職員の在勤する地域若しくは官署に係る<u>一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条</u></p>

又は空港の区域に係る給与法第11条の4の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の4支給割合」という。）が改定されたとき。

二 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員が特別移転官署（規則9—49第11条第1項第1号に規定する特別移転官署をいう。以下同じ。）から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動したとき又は当該官署から当該特別移転官署に異動したとき。

三 （略）

3～5 （略）

6 平成30年10月1日までの間における第3項第1号及び第2号の規定の適用については、同日までの間におけるこの条の第1項に規定する異動等前の支給割合に準じて取り扱うものとする。

給与法第11条の7第2項関係

1～4 （略）

5 平成30年10月1日までの間における第3項第2号の規定の適用については、同日までの間におけるこの条の第1項に規定する異動等前の支給割合に準じて取り扱うものとする。

規則9—49第16条関係

地域手当の支給地域等の見直しに当たって、給与法第11条の3第1項の「当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域」の判断は、総務省、厚生労働省その他の政府機関の調査による資料を用いて作成する当該地域の民間賃金の指数が全国平均の指数の100分の93.0以上であることを基本として行うこととする。

の3の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の3支給割合」という。）又は空港の区域に係る給与法第11条の4の規定による地域手当の支給割合（以下「第11条の4支給割合」という。）が改定されたとき。

二 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員が特別移転官署（人事院規則9—49（地域手当）（以下「規則9—49」という。）第11条第1項第1号に規定する特別移転官署をいう。以下同じ。）から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動したとき又は当該官署から当該特別移転官署に異動したとき。

三 （同左）

3～5 （同左）

給与法第11条の7第2項関係

1～4 （同左）

規則9—49第16条関係

地域手当の支給地域等の見直しに当たって、給与法第11条の3第1項の「当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域」の判断は、総務省、厚生労働省その他の政府機関の調査による資料を用いて作成する当該地域の民間賃金の指数が全国平均の指数の100分の95.0以上であることを基本として行うこととする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部改正
正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一二一―二

人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、人事院の定める者から引き続き俸給表適用職員となった者（任用の事情
等を考慮して人事院が定める者に限る。）

第五条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次
の一号を加える。

一 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規

定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされること。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、給与法第十一条の八第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定めるものが定めるもの

第五条第三項中「とき」の下に「（第一項第三号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となったことに伴い勤務場所に変更があったものにあつては、人事院が定める要件を満たすとき）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日以前三年の期間（人事院が定める期間を除く。）を俸給表適用職員として引き続き勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる場合 同条の規定により支給されることとなる期間及

び月額の広域異動手当

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第六号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。

ロ 第二項第七号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規則九―一二一（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間に同条第一項第三号に掲げる者に該当する者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者に適用する。この場合において、同条第三項中「同条の規定により支給されることとなる期間」とあるのは、「平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間」とする。

3 改正後の規則第五条第二項及び第四項の規定は、平成二十四年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間に同条第二項第一号又は第七号に掲げる給与法第十一条の八第三項に規定する異動等に準ずるものがあり、これに伴い勤務場所に変更があつた職員に適用する。この場合において、改正後の規則第五条第四項第一号中「同条の規定により支給されることとなる期間」とあるのは「平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間」とし、同項第二号中「第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から」とあるのは「平成二十七年四月一日から第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日以後」とする。

4 前二項に定めるもののほか、前二項の適用を受ける職員に対する改正後の規則第五条第三項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、人事院が定める。

改正後	改正前
<p>(給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当)</p> <p>第五条 給与法第十一条の八第三項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等(以下「特定独立行政法人職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員(以下「俸給表適用職員」という。)となつた者</p> <p>二 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用により引き続き俸給表適用職員となつた者</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、人事院の定める者から引き続き俸給表適用職員となつた者(任用の事情等を考慮して人事院が定める者に限る。)</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用(法第八十一条の二第一項の規定により退職した日(法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされること。</p> <p>二 在外公館に勤務していた外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第二条第五項に規定する外務職員が異動により引き続き職員として本邦において勤務すること。</p> <p>三 派遣法第二条第一項の規定による派遣から職務に復</p>	<p>(給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当)</p> <p>第五条 給与法第十一条の八第三項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p>

帰すること。

四 官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣から職務に復帰すること。

五 法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

六 規則一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職すること。

七 前各号に掲げるもののほか、給与法第十一条の八第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定めるもの。

3 第一項各号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものには、当該俸給表適用職員となつた日前三年以内の検察官若しくは特定独立行政法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として同日の前日まで引き続き勤務していた期間に限り、俸給表適用職員となつた日前三年以内の期間において、かつて俸給表適用職員として勤務していた職員であつて当該俸給表適用職員から人事交流等により引き続き検察官又は特定独立行政法人職員等となつた者の当該俸給表適用職員として勤務していた期間を含む。）又は官民人事交流法第二条第四項に規定する民間企業に雇用されている者として当該俸給表適用職員となつた日の前日まで引き続き勤務していた期間を俸給表適用職員として勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき（第一項第三号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものにあつては、人事院が定める要件を満たすとき）は、同条の規定により支給されることとなる期間及び月額額の広域異動手当を支給する。

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

3 第一項各号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものには、当該俸給表適用職員となつた日前三年以内の検察官若しくは特定独立行政法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として同日の前日まで引き続き勤務していた期間に限り、俸給表適用職員となつた日前三年以内の期間において、かつて俸給表適用職員として勤務していた職員であつて当該俸給表適用職員から人事交流等により引き続き検察官又は特定独立行政法人職員等となつた者の当該俸給表適用職員として勤務していた期間を含む。）又は官民人事交流法第二条第四項に規定する民間企業に雇用されている者として当該俸給表適用職員となつた日の前日まで引き続き勤務していた期間を俸給表適用職員として勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるときは、同条の規定により支給されることとなる期間及び月額額の広域異動手当を支給する。

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員

のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日以前三年の期間（人事院が定める期間を除く。）を俸給表適用職員として引き続き勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる場合 同条の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第六号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。

ロ 第二項第七号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。

のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるときは、当該異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの間、同条の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

読替後	読替前
<p>第五條（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）</p> <p>（略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第一項各号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものには、当該俸給表適用職員となつた日前三年以内の検察官若しくは特 定独立行政法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として同日の前日まで引き続き勤務していた期間に限り、俸給表適用職員となつた日前三年以内の期間において、かつて俸給表適用職員として勤務していた職員であつて当該俸給表適用職員から人事交流等により引き続き検察官又は特定独立行政法人職員等となつた者の当該俸給表適用職員として勤務していた期間を含む。）又は官民人事交流法第二条第四項に規定する民間企業に雇用されている者として当該俸給表適用職員となつた日の前日まで引き続き勤務していた期間を俸給表適用職員として勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき（第一項第三号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものにあつては、人事院が定める要件を満たすとき）は、平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間及び月額額の広域異動手当を支給する。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>第五條（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）</p> <p>（同上）</p> <p>1・2 （同上）</p> <p>3 第一項各号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものには、当該俸給表適用職員となつた日前三年以内の検察官若しくは特 定独立行政法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として同日の前日まで引き続き勤務していた期間に限り、俸給表適用職員となつた日前三年以内の期間において、かつて俸給表適用職員として勤務していた職員であつて当該俸給表適用職員から人事交流等により引き続き検察官又は特定独立行政法人職員等となつた者の当該俸給表適用職員として勤務していた期間を含む。）又は官民人事交流法第二条第四項に規定する民間企業に雇用されている者として当該俸給表適用職員となつた日の前日まで引き続き勤務していた期間を俸給表適用職員として勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき（第一項第三号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となつたことに伴い勤務場所に変更があつたものにあつては、人事院が定める要件を満たすとき）は、同条の規定により支給されることとなる期間及び月額額の広域異動手当を支給する。</p> <p>4・5 （同上）</p>

読 替 後

（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）
第五条（略）

1、3（略）

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日以前三年の期間（人事院が定める期間を除く。）を俸給表適用職員として引き続き勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる場合 平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当

二 次に掲げる場合 平成二十七年四月一日から第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日以後三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第六号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と

読 替 前

（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）
第五条（同上）

1、3（同上）

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日以前三年の期間（人事院が定める期間を除く。）を俸給表適用職員として引き続き勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる場合 同条の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第六号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と

官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。
ロ 第二項第七号に掲げる異動等に準ずるものがあった場合において、人事院が定める要件を満たすとき。

官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。
ロ 第二項第七号に掲げる異動等に準ずるものがあった場合において、人事院が定める要件を満たすとき。



給実甲第 1 1 8 9 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 0 3 3 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 0 3 3 号（広域異動手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

規則第 5 条関係中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 この条の第 4 項第 1 号の「人事院が定める期間」は、次に掲げる事由以外の事由により俸給表適用職員となった日前の期間とする。

一 この条の第 1 項第 1 号に掲げる者に該当し、同号に規定する俸給表適用職員となったこと。

二 この条の第 1 項第 3 号に掲げる者に該当し、同号に規定する俸給表適用職員となったこと。

三 この条の第 2 項第 1 号に規定する採用

四 この条の第 2 項第 7 号に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定める採用

規則第 9 条関係第 1 項中「当該職員の異動等」を「広域異動手当の支給に係る

異動等又は俸給表の適用若しくは準異動等」に改め、「次の事項」の次に「（当該俸給表の適用又は準異動等があった職員にあっては、次の事項に相当する事項）」を加える。

以 上

給実甲第1033号 新旧対照表 (給実甲第1189号関係)

改正後	改正前
<p>規則第5条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>この条の第4項第1号の「人事院が定める期間」は、次に掲げる事由以外の事由により俸給表適用職員となった日前の期間とする。</u></p> <p>一 <u>この条の第1項第1号に掲げる者に該当し、同号に規定する俸給表適用職員となったこと。</u></p> <p>二 <u>この条の第1項第3号に掲げる者に該当し、同号に規定する俸給表適用職員となったこと。</u></p> <p>三 <u>この条の第2項第1号に規定する採用</u></p> <p>四 <u>この条の第2項第7号に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定める採用</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p>	<p>規則第5条関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p>
<p>規則第9条関係</p> <p>1 給与法第11条の8の規定の適用を受ける職員については、職員ごとに広域異動手当支給調書を作成し、<u>広域異動手当の支給に係る異動等又は俸給表の適用若しくは準異動等ごとに次の事項(当該俸給表の適用又は準異動等があった職員にあっては、次の事項に相当する事項)</u>を記入の上、保管するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>規則第9条関係</p> <p>1 給与法第11条の8の規定の適用を受ける職員については、職員ごとに広域異動手当支給調書を作成し、<u>当該職員の異動等ごとに次の事項</u>を記入の上、保管するものとする。</p> <p>一～七 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>